

平成26年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年5月7日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均
25番	杉本 征子	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男
29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生
37番	池本 信秋	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 30号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 31号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 32号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 33号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 34号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 35号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 36号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 1 1 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（1 8 条）

第 1 2 号 農地の形状変更届について

第 1 3 号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） それでは、定刻となりましたので、開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名のうち、徳井委員がちょっと忘れ物をしたということで37名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年度第6回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、会長よりあいさつをいただき、引き続き、会議規則第4条により、議長を会長にお願いし、進行をお願いしたいと思います。それでは会長、お願いします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。お忙しい中に出席いただきましてありがとうございますございました。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第30号より議第36号までの114件と報告第11号から報告第13号まで48件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、竹下委員と坂西委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第30号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（宮田辰也君） それでは、説明いたします。議第30号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、築地の申請人で、申請物件、築地、田1,453㎡、申請理由、労働力不足と経営拡張による売買です。

2番、滑石の申請人で、申請物件、小浜、田510㎡、労働力不足、経営拡張の売買です。

3番、南坂門田の申請人で、申請物件、南坂門田、田1,126㎡外7筆、計6,187㎡、子どもへの一括贈与です。

4番、南坂門田の申請人で、申請物件、南坂門田、田234㎡外4筆、計2,711㎡、子・兄への贈与です。

5番、玉名の申請人で、申請物件、玉名、田954㎡、義理の姉への贈与であり

ます。

6番、六田と石貫の申請人で、申請物件、六田、田224㎡外1筆、計313㎡であり、労働力不足、経営拡張による売買であります。

7番、東京都と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町庄山、畑563㎡、甥への贈与であります。

8番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島、田1,811㎡外2筆、計6,455㎡、子どもへの一括贈与であります。

次のページをお願いします。

9番、大浜町と天水町の申請人で、申請物件、天水町部田見、田665㎡外1筆、計745㎡、親戚、父の兄弟ということでその方への一括贈与となっております。

10番、福岡県と天水町の申請人で、申請物件、天水町小天、田667㎡、労働力不足、経営拡張による売買になります。

11番、天水町の申請人で、申請物件、天水町立花、畑418㎡外2筆、計834㎡、子どもへの一括贈与であります。

12番、天水町の申請人で、申請物件、天水町小天、畑831㎡、労働力不足、経営拡張による売買になります。

13番、中坂門田の申請人で、申請物件、中坂門田、畑672㎡外1筆、計2,405㎡、労働力不足、小作地の取得ということで、これも売買になります。

以上、13件、合計の24,628㎡をご提案申し上げます。

農地法第3条第2号の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積も超えることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたのでご提案申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。なお、13番については、申請人が農業委員の同一世帯となっておりますので、まず1番から12番まで審議します。1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。1番の案件につきまして説明いたします。これはここに書いてありますとおりですが、一応本人より電話いただきまして、私も現地を確認いたしました。間違いなく農地であり、立派な農地でありますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。2番の案件についてお答えいたします。譲渡人は労働不足ということで、譲受人は経営拡張ということでございます。譲受人は

労働力もあり、2人ともすべて承知しておられますので、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、4番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。3番、4番一括して説明いたします。これは譲渡人、譲受人は親子関係であり、また4番は、親子関係、兄弟関係であり、子への一括贈与、子・兄への贈与ということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。譲渡人と譲受人は兄弟で、兄貴さんのほうが5年ぐらい前に亡くなられておりますので、義理の姉への贈与ということで、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。譲受人は年齢が84歳ということでございますが、水田、果樹等いろいろ2町ぐらいの農業耕作を行っており、まだ元気づけりばりばり農業機械に乗って精一杯頑張っておられます。六田のほうに子どもさんがおられまして、野菜畑が欲しいということで、自分が機械を積んで行って、野菜畑を自分がやってやろうということで、この経営拡張で今度の申請ということでございます。私のところにきてまだ顔色もよく、1人で奥さんと、また家にいる息子さんと一緒に農業をやっておられる農家ということでございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。7番の案件を説明します。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係で、叔父さんが東京に住んでおられて熊本のほうへは帰って来られないとのことで、甥子さんへの贈与です。下限面積も満たされているので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○29番（三川 了君） 29番、三川です。8番の案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係で、施設園芸を主体に一緒に頑張っておられ、子への一括贈与ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番の生田です。9番の案件について説明をいたします。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、昨年まで譲受人がミカンを作っておりましたけれども、譲渡人の子どもが県外で暮らすということで、耕作不能というために譲渡

人への一括贈与であります。下限面積も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○36番（岩永幹生君） 36番、岩永です。10番の案件について説明いたします。譲渡人は老齢のため労力不足、譲受人は経営拡張で下限面積も満たしていますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。11番の案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係で、米とイチゴを作っておられます。子への贈与ということで下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 12番、どうぞ。

○38番（小田 募君） 38番、小田です。譲渡人の労力不足、譲受人の経営拡張で許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から12番まで原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第30号の1番から12番までについて、許可することに決定しました。

引き続き、13番の審議に移ります。

申請人が農業委員の同一世帯となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づき、議事採用の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

（委員 退席）

○議長（東 令佐君） それでは、13番の説明をお願いいたします。

○14番（森川正志君） この譲渡人と譲受人は、同地区の人で、もともと受人のほうは、その土地を小作しておられました、それでも、どうしてもいかんでということで売買になったわけです。見たところ何も問題ありませんでしたので、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請の13番については原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第30号の13番については、許可することに決定しました。

次に、議第31号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第31号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岩崎と玉名の申請人で、申請物件、玉名、田1,005㎡外1筆、計2,588㎡、労力不足と耕作便利により、平成26年5月7日よりの5年間の契約であります。

2番、下小田の申請人で、申請物件、下小田、田1,264㎡、労働力不足、相手方の要望による平成26年5月7日より3年間の契約であります。

3番、富尾と玉名の申請人で、申請物件、富尾、田1,105㎡外3筆、計6,585㎡、労働力不足、経営拡張により平成26年5月7日より5年間の契約であります。

次のページをお願いします。

4番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島、6,122㎡のうちの田1,205㎡外4筆、計5,210㎡、相手方の要望と農地の不足のため、これは飼料用米の種子の生産ということで、種子の注文が多いということでの申請であります。平成26年5月7日より11カ月の計画であります。

5番、横島町の申請人で、申請物件、大浜町、田2,935㎡、先ほどと一緒にあります。それで26年5月7日より11カ月の契約となっております。

以上、5件、合計の18,582㎡をご提案申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積を超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、ご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番から3番まで委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。1番の案件につきましては、使用貸人、労働力不足、借人は、耕作便利ということで、下限面積も満たされています。機械も十分ありますので、許可相当と判断します。

2番につきましては、貸人が労働力不足、借人は、相手方の要望ということで、ここも下限面積が満たされています。機械力も十分備わっています。

3番、使用貸人は、労働力不足、使用借人は、経営拡張ということで、下限面積も満たされていますし、機械力も十分備わっていますので、3件とも許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、4番、5番も担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○30番（田上輝行君） これは先ほど事務局のほうから説明のあったとおり、熊本牧場の飼料米の種取ということで、急遽お願いしたということで、ここにこうこれは2人とも息子さんが勤めよなところでもんね、それでそこに書いてあるけど、作付する水田が足らんけんお願いしてよかるかということで、作ってみようかということで、そういう連絡を受けましたので、以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第31号については、許可することに決定しました。

次に、議第32号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第32号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、玉名の申請人で、申請物件、玉名、田929㎡、労働力不足、相手方の要

望により平成26年5月7日より10年間の契約であります。

2番、滑石の申請人で、申請物件、滑石、畑326㎡、農業者年金受給により平成26年5月7日より10年間の契約であります。

計2件、合計1,255㎡をご提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案申し上げます。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。1番の案件について説明します。使用貸人は、労働力不足、使用借人は、相手方の要望ということで、下限面積も満たされています。機械力も十分備わっていますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 2番の案件にお答えいたします。鶴田です。使用貸人と借人は親子関係でございまして、農業年金受給ということでございまして、子どもさんも勤めながらではございますが、農業を一生懸命手伝っておられますので、許可相当と、何ら問題ないと思いますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第32号については許可することに決定しました。

次に、議第33号、農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第33号、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、大浜町、田2,612㎡、転用目的が当初は宿泊施設、継承後は駐車場。当初宿泊施設を建設する予定でありましたが、業績悪化により計画が中止となっております。継承者は、申請地の近くで運送会社を経営しており、運送用の大型トラック等20台の駐車場として利用されると聞いております。

2番、申請物件、田崎、畑15㎡外2件、計229㎡、転用目的、当初は農道、継承後は通路として使用されます。当初、自己所有農地への農道としての利用の予定でありましたが、糖尿病の持病が悪化し、農地を耕作できなくなったということで、継承者が太陽光発電施設として利用する土地への通路として利用するものであります。

3番、申請物件、岱明町山下、畑430㎡、転用目的、当初、居宅を建てて住む予定でありましたが、仕事が忙しく帰郷する予定が立たないために断念、継承者は上下水道等の住環境にも適しており、実家の近くでもあり、居宅として建設し宅地として利用するとのことであります。

以上3件、合計3,271㎡であります。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田です。1番の案件についてご説明いたします。これは備考欄に書いてありますとおり、皆さんもご承知のとおり、当初計画は宿泊施設、これは体験型農業ということで宿泊施設3棟と管理棟を建てるという予定で申請を行ってございましたけれども、先ほど説明のとおりでございます。あと、その跡地を地元の運送業者さんが買い上げるということで、これも許可相当だと判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。先ほど事務局のほうより説明がありましたように、当初は定年を期に地元に戻って農業をしたいという意向がとても強く、農道にするという転用許可を願ひ出されましたが、どうしても持病が悪化し、また、地元におられる長男の方がいろいろ手入れをされておりましたが、その長男の方も大病をされて、ちょっと農業は無理だなということで、今回、事業の変更を申請されました。太陽光発電施設もちょうど日当たりもよくていい場所なので、それへの通路として許可相当かと思われました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。計画者は、当初こちらに戻って家を建てる計画でしたが、こちらに戻ることができなくなり、継承者にお願いするというような形になって、個人住宅を建てられます。木造2階建てということで、集

排水計画については、北側道路に上下水道が通っているため、そこを利用するということです。汚水生活雑排水については、汚水については、北側道路に下水道が通っております。雨水については、地面に自然に吸収されるのと、北側水路に合流をするということですので。近くには住宅が建っており、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 議第33号については、異議がないものと認め、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第34号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） それでは、議第34号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、築地、田537㎡外3件、計617.33㎡、住宅分譲地の転用であります。

2番、申請物件、石貫、田439㎡、納骨堂13件分の転用であります。

3番、申請物件、岱明町鍋、田888㎡外1筆、計1,022㎡、農家住宅及び進入路の転用であります。

以上3件、2,078.33㎡をご提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行のうえ、現地調査を行っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。1番の案件につきまして説明いたします。この案件は、昨年8月の総会で許可されたところの隣接地で、そのときに申請すると

ころを両者の手違いで申請ができなかったということで、今回、申請をされた物件です。内容につきましても、前回同様許可された案件と同じですので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本でございます。この物件は、納骨堂の申請でございます。以前からこの集落が山の上に古い納骨堂がありまして、今現在、その納骨堂にもちょっと山の上まで歩いていけないということでございまして、ちょうどこの新幹線の残地がここにございましたもんですから、この申請人がこの土地を提供してもいいということでの、この集落の13件の納骨堂の件数でございます。納骨堂の面積は14㎡ぐらいの面積でございまして、あとの残地につきましては、市道に面しておりますので、車の乗り入れする車道に使うということでございます。また、納骨堂でございますので、玉名市の環境整備課のほうに納骨堂の申請を行っているということでございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。今回の申請は、農家住宅及び進入路、そして農業用倉庫ということでございまして、申請人は現在家が老朽化したため住宅を新築したいという計画で、現在の住宅敷地が周辺より低い土地であるために、大雨のときには浸水しやすい地盤であり、大変困っておったわけでございますが、土地が浸水地の北側に位置しており、建築を判断したということでございます。事業面積は1,022㎡、それから農家住宅が194.26㎡、農業用倉庫が109.44㎡、駐車場4台分60㎡と、それから、給排水は上下水道完備されておまして、これによる給水を計画して、また汚水は敷地内に汚水枡を設け、これを汚水枡に流す、そういうことで、別に問題がないと思います。許可相当と思います。以上。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○20番（福田友明君） 事務局にお尋ねいたします。この1番から3番について、備考欄の着工と書いてあるのが、2つとも着工になっていますけど、これは誤りですか、これちょっと確認してください。

○事務局長（宮田辰也君） 申し訳ありません。誤りです。ご無礼しました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第34号については、許可相当と意

見決定することに決定しました。

次に、議第35号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第35号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、大浜町、田2,612㎡、駐車場大型車20台の転用目的であります。先ほどの変更申請の分であります。

2番、申請物件、中坂門田、畑967㎡、78kwの太陽光発電施設の転用であります。

3番、申請物件、中坂門田、畑2,072㎡外1筆、計3,492㎡、282.36kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

次のページをお願いします。

4番、申請物件、田崎、畑9,915㎡外6筆、計10,691㎡、597.8kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

5番、申請物件、寺田、畑724㎡、歯科診療所建設による転用であります。これは国道208号線沿いのところであります。

6番、申請物件、下、田232㎡、15kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

7番、申請物件、岱明町古閑、畑151㎡外2筆、計673㎡、個人住宅及び通路ということで、これは先ほどの変更と関連しております。

8番、申請物件、岱明町古閑、畑499㎡、貸倉庫ということで、これは7番と隣接したところでございます。

9番、岱明町大野下の申請物件で、畑607㎡、24kwの太陽光発電施設建設による転用であります。

10番、岱明町中土、田1,370㎡外1筆、計2,738㎡、242kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

11番、申請物件、岱明町中土、畑989㎡、89kwの太陽光発電施設建設による転用であります。

次のページをお願いします。

12番、申請物件、岱明町中土、畑740㎡外2筆、計3,896㎡、162kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

13番、申請物件、岱明町中土、畑48㎡外1筆、計446㎡、個人住宅による

転用であります。

14番、申請物件、岱明町中土、畑36㎡、13番の住宅の通路であります。

15番、申請物件、岱明町鍋、畑68㎡、個人住宅の転用であります。これについては始末書がついております。

16番、申請物件、岱明町鍋、畑308㎡、個人住宅による転用であります。

17番、申請物件、岱明町高道、畑982㎡、28kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

18番、申請物件、岱明町山下、畑430㎡、個人住宅建設による転用であります。

19番、申請物件、岱明町高道、畑652㎡外3筆、計2,952㎡、54kwの太陽光発電施設の建設による転用であります。

次のページをお願いします。

20番、申請物件、横島町横島、畑187㎡、個人住宅による転用であります。

21番、申請物件、横島町横島、田349㎡、資材置場、廃車等の資材置場としての転用であります。

22番、申請物件、横島町横島、田317㎡外1筆、計660㎡、これは社員27台分の駐車場としての転用であります。

23番、申請物件、天水町小天、畑368㎡、個人住宅により転用であります。

以上15件、合計の34,906㎡をご提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田です。1番の案件についてご説明いたします。これは先ほど33号1番の変更届の分でございますけれども、渡人、譲受人、これはもう現在駐車場として申請しておりましたので、別に何も問題はないと確信いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、3番、4番まで続けてどうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。2番、3番は一括して説明したいと思います。この土地は、中山間地に存在する生産性の低い土地であり、今現在は野菜等をつくっておられますが、後継者もなく、ちょうど太陽光発電施設の話がきて、それではということで譲渡されるということになりました。ここは前回、前々回か

らずと同じ場所、隣接地なんですね。太陽光発電設備がもう工事中でされているところの隣接地であります。設置面は現況とほとんど変わらない状況で敷地雨水については自然浸透を図り、隣接地に流出しないように対策を講じるということです。また、近隣農地への被害等は日照、通風、耕作等への悪影響もなく、2番、3番、許可相当と判断いたしました。

4番の案件については、これは先ほど事業計画変更承認をいただいた農地のところであり、ここは10,691㎡ととても広い4段ぐらいになっている斜面の太陽光をするにはどんぴしゃといいますか、そんなよか日当たりのよいところあります。ただ4段になりますと、ここは一番私たちが心配したのは、やはり雨水の雨が降ったときの水が勢いよく下に流れ込まないかということをお心配しておりました、工事に伴い、ここでは沈砂池というんですかね、池をつくってそこで一端水を溜めて、暗渠を通して市道水路へ放流するということではありますが、ちょっと4段の段々なので現地を調査して、私たち農業委員で1段1段ごとにですね、溜め枡を設けて極力雨水のほうを緩やかに下のほうに流していただきたいということを要望しました。近隣のうちへの悪影響等もなく、これを設置していただければ許可相当ということで伝えてあります。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、5番、どうぞ。

○14番（森川正志君） 5番。これはですね、場所はですね、玉名バイパス入口のセブンイレブンとスーパードラックコスモスの南側になるところなんです。国道に面したところで、歯科診療所ということですね。地元でもこの話はちょっと前に出たんですよね。それで皆喜んでおられます。生活雑排水と汚水は、合併浄化槽による処理。雨水はですね、これは自然浸透こそ敷地内においてですね、ある程度の枡をつくって溜めて緩やかに流すようになっております。ここは現地調査の結果ですね、許可相当と思いました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。使用貸人、借人は親子関係で事業計画は一応太陽光システムを設置して売電するという事です。面積としては232㎡、自宅の東側で南側井尻川がありまして、北側は雑種地、県道への日照、通風、耕作には影響ないと思います。それから、太陽光発電パネルを96枚、15.84kw、パワーコンデンサーを3台、四方はブロックで囲い枡を設置するという事で、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、次、7番と8番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。7番、8番は同じ敷地内にある案件で

すのであわせて説明します。

7番のほうは個人住宅と通路、申請人が隣接の地と自己専用住宅として転用する案件です。転用面積は673㎡、そのうち174㎡、市道から進入する通路となっています。申請地は市道から2mほど高台の農地で周辺は宅地と譲渡人の農地となっています。転用面積は673㎡で、建築面積が58.04㎡の木造平屋建てです。給水は井戸水、汚水、雑排水は合同浄化槽へ合流、東側市道側へ側溝へ流す、合流、雨水は敷地内最終枡で汚水と合流、東側市道側側溝へ合流。造成地は近隣への被害防止を努めます。近隣の農作物への日照、通風の影響もなく、現地の調査の結果、許可相当と思います。

それから、8番のほうは貸倉庫でそれも木造平屋建てで面積は126㎡、給水は特になし。排水は雨水のみで、自宅のほうの側溝と一緒に接続放流します。これも全体地の被害防止に努め、農作物への影響もなく、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、9番から14番まで担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。事業目的、計画等は事務局の説明どおりです。岱明町大野下大跡の土地の523-1に607㎡の土地に96枚の太陽光パネルを設置されます。24kwだそうです。給水、排水は関係ありません。雨水等については枡をつくって東西の側溝に流すということです。盗難防止用の件については、フェンスをつける予定だそうですから何も心配はないと思います。工事期間中は近隣に迷惑がかからないようにお願いしますと言ってありますので、許可相当と判断します。9番です。

10番、11番は岱明町中土尾崎の8番、15番の番地です。これはこの近隣の農地を申請者が太陽光パネルをずっと正月頃からずっとやっておられています。それで雨水等は2枚の畑ともに周りが太陽光発電なので自然浸透させるとのこと。だからこれは許可相当と判断しました。

12番、これも中土、すぐ近くこの近隣です。太陽光パネルを162枚の設置だそうです。これも雨水等は近くの用水に流すということで、別に集排水のことは心配ないと思いますので、許可相当と思います。

13番は使用借人のほうが個人住宅を計画されて、この14番のほうは、入口を購入した分です。この13番のほうは道路に面していないものですから、この13番のほうから入口を購入されました。雨水等は横の排水に流すということで、雑排水は下水道が通っておりますので、それにつなぐそうです。工事期間中は近隣に迷惑がかからないようにお願いしますと言ってあるので、許可相当と判断します。よ

ろしく申し上げます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、15番は始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務主任（中根剛君） —15番の案件について始末書朗読—

○議長（東 令佐君） はい、それでは、15、16続けてお願いいたします。どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これは計画者の方は、現在の住家も老朽化したので住宅新築を計画したというところで、通路の土地の境がですね、半分のところでお互いにてこぼこにあるために、申請地を取得しないと建物の間取りとか、建築計画に支障が出るということが判明して、裏の人との譲渡に希望を相談したところ、快挙されたので購入することにしましたところ、申請地が畑であったことが判明したので、急遽、この申請に至るところになったということです。計画雇用は519.76㎡の内の68㎡です。それから、自己専用住宅を139.03平方平屋建てということでございまして、給排水は今までどおり上下水道も入っておりますので、汚水は側溝に流すということで、地盛とかそういうこともなく、ただ後ろの境界がまっすぐになるということで、別に問題はないと思います。工事には何ら関係はないと思います。許可相当と思います。

それから、16番、この申請人は荒尾市の団地に住んでおりますが、申請人は岱明町の出身であり、実家にも近く、小学校も近く、近隣には住宅も多く、周辺環境も静かで安心して住めそうなので越してきたということでございまして。転用面積は308㎡、自己占有住宅は122.55㎡ということでございまして、ここも上下水道が通っておりまして、何ら給排水は町の上下水道を使用するというので、雨水は雨水枡により側溝に流す、また地盛のする必要はない、何ら工事には、近隣には妨げないものと考えております。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） はい、次、17番から19番まで委員さんが同じでございまして、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） はい、23番、徳井です。太陽光発電施設の設置ということで982㎡のところを利用されるということです。120枚のパネルを設置されて28キロ、8.32kwの発電をするということです。それから6月1日から20年間だけ借りるということです。日常生活ということで、給排水計画は三方現状とほとんど変わらないという状況でした。現地の調査をしました結果ですね。それと敷地についての雨水については、自然浸透で隣接地に流出しないという対策を講じるということです。何も問題はないと思います。

それと18番です。18番については、先ほど農地許可変更申請について説明いたしました。そのとおりで、当初の計画者がこちらに帰って来れないということで

何ら問題はないと思います。以上です。

19番については、これも太陽光発電施設をつくるということで、これも20年間借りるということです。229枚のパネルを設置するということです。給排水計画についても給水する必要はないということで、雨水、生活雑排水の処理については現状とほとんど変わらない状況と、先ほどと同じです。敷地雨水については自然浸透を図り、隣接地に流出しないように対策を講じるということで、現状とほとんど変わらないため、周りに悪影響を及ぼすようなことはない、こちらも現地調査の結果確認しました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、20番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。本件は個人住宅建設に伴う転用でございます。申請地は、現在親の住居と隣接しておりまして、親の面倒をみるということで、住居を建設するものでございます。何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、21番、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。申請人は車の板金塗装業を行っておりまして、事業の中で廃車の処分を依頼されると事業所に一時保管場所がなく、また仕事の過程で出る廃材、地金の置場にも困ってございました。そのための申請であります。三方を宅地に囲まれて、一方は排水路であり、周辺に農地はなく、田畑に及ぼす影響、被害はありません。雨水は排水路に流すそうです。許可は相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、22番、どうぞ。

○27番（植田勇一君） 27番の植田です。22番の案件について説明します。従業員の駐車場建設のための申請であります。東側と西側は居宅と歯科医院が建っております。南側はコンクリートブロックが設置されており、北側は県道に面しております。雨水対策としては敷地全体を砂利敷きにし、自然浸透を図る予定であり、問題なきものと施工いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 23番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。23番の案件について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係で、将来介護などのために両親の宅地に隣接する農地を個人住宅に転用するものです。周りは宅地で、南側の農地は譲渡人の農地で問題はありません。給水はボーリングして井戸水を使用、雨水は自然浸透でオーバーフロー分は西側にある水路に流します。生活排水及び汚水は合併浄化槽を設置して同様に西側水路に流します。造成中の土砂の流出等については、南側の農地の間にブロック塀を設け防ぎます。現地調査の結果、問題はなく許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第35号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第36号、農用地利用集積計画の設定についてを議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） それでは、議第36号、農地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年5月7日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見決定を求められております。16ページから23ページまでの65件の集積であります。23ページをお願いします。

最後の段ですけれども、所有権移転、5件、20,192㎡、利用権設定、58件、170,825㎡、利用権転貸、2件、13,387㎡、総合計の65件、204,404㎡の集積であります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、ご提案を申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第36号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第11号から報告第13号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第11号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は46件の解約の通知を受理しております。

次に、34ページをお願いします。報告第12号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので、報告いたします。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の届けを受理しております。盛土による変更でございます。

次に、35ページをお願いします。報告第13号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後の許可書返納の届出がありましたので報告いたします。平成26年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件を受理しております。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問ございませんか。
はい、どうぞ。

○25番（杉本征子君） お尋ねしますが、買受適格証明願いが先月と先々月出たと思いますが、4月の21日かなんか開札があったと思ひまして、その後申請があがってきましたでしょうか。

○事務局長（宮田辰也君） あのですね、今のところまだこちらのほうにですね、申請あがっておりません。

○25番（杉本征子君） 農地目的と転用目的で3件あったと思いますので、申請があがってきたときは報告をしてもらいたいと思ひまして。議案書には載りませんので。

○事務局長（宮田辰也君） なら次回多分あがってくると思ひますので、報告をさせていただきます。

○25番（杉本征子君） はい、お願いします。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日本日予定していました議案審議と報告を終わります。

次、その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 3 9 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年5月7日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 竹下 宏介

農 業 委 員 坂西 孝之